

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年から46年までの期間及び46年から平成4年までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年から46年まで
② 昭和46年から平成4年まで

私は、金融機関等で、毎月、1万2,000円から1万5,000円の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②が納付済みとされていないことに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は無く、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間①及び②当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の子(申立代理人)は、納付した国民年金保険料は月額1万2,000円から1万5,000円で、コンビニエンスストアでも納付していた旨を主張しているところ、申立期間①及び②の保険料額は、月額100円から9,700円までと金額が相違している上、コンビニエンスストアで国民年金保険料の収納が開始された時期は平成16年2月であるなど、申立内容と合致しない点が見受けられる。

さらに、申立期間の合計は約360か月と長期間に及んでいる上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 16 日から 54 年 5 月まで

私は、昭和 53 年 4 月 3 日から 54 年 5 月まで、A社に継続勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が 53 年 4 月 16 日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には昭和 53 年 4 月 3 日から 54 年 5 月まで、勤務していた旨を申し立てしているところ、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社での雇用保険加入期間は 52 年 10 月 23 日から 53 年 4 月 24 日までとされていることが確認できる上、申立人も、「A社での勤務期間は、雇用保険加入期間のとおりだと思う。」旨を供述していることから判断すると、申立人が主張する申立期間は、52 年 10 月 23 日から 53 年 4 月 2 日までと考えられる。

しかし、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険の適用事業所としての新規適用年月日は昭和 53 年 4 月 3 日とされており、当該日以前において、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、雇用保険の加入記録により、A社の厚生年金保険の適用事業所としての新規適用年月日（昭和 53 年 4 月 3 日）以前から同社で雇用保険に加入した記録が確認できる複数の同僚も、オンライン記録によると、申立人と同様、当該期間において厚生年金保険に加入した記録は確認できない上、当該同僚の中には、当該期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している者も確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申

立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月12日から同年8月11日まで

私は、私の船員手帳によると、昭和30年5月12日から同年8月11日まで、A社が所有するB丸に乗船勤務していたにもかかわらず、申立期間が船員保険に未加入とされているので、船員保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A社のB丸に乗船勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録等を見ると、A社は、申立期間及びそれ以外の期間において、船員保険の適用事業所として確認できない。

また、申立期間当時、申立人が一緒に乗船していたと記憶する複数の同僚及び当該同僚から氏名の挙がった複数の同僚について、オンライン記録等を確認したところ、全員、申立期間において船員保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。